

尾張旭市犯罪被害者等支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図ることを目的とし、尾張旭市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を給付するため、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、支援金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害（その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 犯罪行為のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類、給付額及び給付対象)

第3条 支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次のとおりとする。ただし、同一の犯罪行為による犯罪被害につき、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

(1) 遺族支援金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）の遺族（次号及び第3号に定める給付の後、当該支援金の受給に係る犯罪行為を起因として死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有する次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病支援金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有する重傷病を負った犯罪被害者

(3) 精神療養支援金

ア 給付額 2万5千円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有する精神疾患を患った犯罪被害者

2 前項に規定する支援金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住所登録をせずに市内に居住している場合は、市長は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により、市内に住所を有している者とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族支援金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（尾張旭市ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。以下「事実上の婚姻関係」という。）

(2) 犯罪被害者と生計を一にしていた世帯における当該犯罪被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（尾張旭市ファミリ

ーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。以下「生計維持家族」という。)

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が、その後出生した場合において、当該子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者と生計を一にしていたときにあっては前項第2号の子とし、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の給付対象となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにある場合は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としないものとする。

5 第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

(支援金を給付しないことができる場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、支援金を給付しないことができる。

(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び生計維持家族の場合を含む。）があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りではない。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員であったとき又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支援金の給付申請)

第6条 支援金の給付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、遺族支援金の給付を申請しようとする場合は、尾張旭市犯罪被害者等支援金

（遺族支援金）給付申請書（第１号様式）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請できるものとする。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪等が行われたときにおいて、申請者が市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証の写し又は受領証明カードの写し、他の地方公共団体における尾張旭市ファミリーシップ制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
- (5) 申請者が、犯罪被害者と尾張旭市ファミリーシップ制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証の写し又は受領証明カードの写し、他の地方公共団体における尾張旭市ファミリーシップ制度と同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (7) 申請者が生計維持家族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者と生計を一にしていた事実を認めることができる書類
- (8) 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が２人以上あるときは、尾張旭市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（第２号様式）
- (9) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を申請しようとする場合は、尾張旭市犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）給付申請書（第3号様式）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請できるものとする。

(1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。精神療養支援金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であることを明記すること。）

(2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 規則第8条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

（申請期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りではない。

（給付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、支援金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、尾張旭市犯罪被害者等支援金給付決定通知書（第4号様式）又は尾張旭市犯罪被害者等支援金不給付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する支援金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査することができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項に規定する調査は、支援金の給付決定後においても行うことができる。
(支援金の請求)

第9条 前条に規定する通知により支援金の給付決定を受けた者は、尾張旭市
犯罪被害者等支援金給付請求書（第6号様式）により、市長に当該支援金の
給付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、支援金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がな
いと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が給
付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は市長が定める日までに
支援金を返還しなければならない。

(個人情報の収集及び提供)

第12条 市長は、支援金の給付を行うに当たり必要な範囲において、警察等
関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行
為に起因する犯罪被害について適用する。

2 この要綱は、令和10年3月31日までの間に見直しを行うものとする。